

青森県報

第三千八百三十五号

平成二十六年
四月二十五日
(金曜日)

目 次

訓 令

青森県地域の元気支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程	(地域活力振興課)	一
青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令	(同)	二

告 示

保安林の指定解除	(林政課)	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(会計管理課)	三

公 告

大規模小売店舗の変更の届出	(商工政策課)	三
右 同	(同)	四
建設業者の許可の取消し	(東青地域県民局)	五
右 同	(三八地域県民局)	五
右 同	(下北地域県民局)	六
出先機関		
土地改良区の定款変更の認可	(中南地域県民局)	六
土地改良区の役員の就任	(上北地域県民局)	六

右 同	(同)	六
土地改良区の役員の就任及び退任	(同)	六
土地改良区の定款変更の認可	(同)	七
右 同	(同)	七
右 同	(同)	七
右 同	(同)	七
右 同	(同)	七

公安委員会

技能検定員等の審査の実施	(運転免許課)	八
--------------	---------	---

海区漁業調整委員会

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程	(事務局)	九
右 同	(同)	九

訓 令

青森県訓令第十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県地域の元気支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を次のように定める。

平成二十六年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県地域の元気支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県地域の元気支援事業費補助金の交付に関する事務の地域

県民局長への委任並びに専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十三条の規定により、地域県民局長に、平成二十六年度青森県地域の元気支援事業費補助金交付要綱(平成二十六年四月九日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する事務を処理する権限を委任する。

(委任事務の指示)

第三条 地域県民局長は、前条の規定により委任された事務のうち、重要又は異例と認めるもの及び知事が別に指定するものについては、知事の指示を受けて処理しなければならぬ。

(委任事務の専決)

第四条 地域県民局長の地域連携部長は、第二条の規定により地域県民局長に委任された事務を専決する。

2 前項の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事項については、地域県民局長の決裁を受けなければならない。

3 第一項の規定により専決した事項のうち、地域県民局長から指示を受けた事項及び比較的重要な事項については、その概要を地域県民局長に報告しなければならない。

(委任事務の代決)

第五条 前条第一項の規定による専決事項については、地域県民局長の地域連携部長が不在のときは地域支援室長が、地域連携部長及び地域支援室長がともに不在のときはあらかじめ地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がその事務を代決する。

2 重要又は異例に属する事項及び地域県民局長の地域連携部長があらかじめ指示した事項については、前項の規定にかかわらず、代決することができないものとする。ただし、急処を要するもので地域県民局長の承認を得たものについては、この限りでない。

3 第一項の規定により代決した事項については、速やかに後関を受けなければならない。ただし、軽易なもの及びあらかじめ地域県民局長の地域連携部長の指示したものに ついては、この限りでない。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令

青森県市町村発・元気なあおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程(平成十九年五月青森県訓令甲第三十三号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十六年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

十和田市ひがしの二丁目二五〇の一から二五〇の四まで、二五〇の六から二五〇

の一五まで、二五〇の一七から二五〇の三四まで、二五〇の三六、二五〇の三七、二五一の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林解除の理由

指定理由の消滅

青森県告示第百三十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月二十六日から施行する。

平成二十六年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

八戸農業協同組合斗川支店

三戸郡三戸町大字斗内

つがるにしきた農業協同組合柏支店

つがる市桑野木田幾世

つがるにしきた農業協同組合越水支店

つがる市木造越水神山

つがるにしきた農業協同組合赤石支店

西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町

つがるにしきた農業協同組合岩崎支店

西津軽郡深浦町大字岩崎町

つがるにしきた農業協同組合武田支店

北津軽郡中泊町大字富野

つがるにしきた農業協同組合内潟支店

北津軽郡中泊町大字薄市

つがるにしきた農業協同組合鶴田南支店

北津軽郡鶴田町大字胡桃館

つがるにしきた農業協同組合水元支店

北津軽郡鶴田町大字廻堰

を削る。

及び

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸ニュータウンショッピングセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し	
株式会社パセリー菜 上北郡下田町字向山二の五五〇 代表取締役 松尾明	株式会社パセリー菜 上北郡おいらせ町神明前一四三の 一四九 代表取締役 小泉輝美	平成 二〇・七・六 （住所） 二〇・二・六 の氏名
三八五薬品株式会社 八戸市柏崎一丁目九の一〇 代表取締役 山下敏男		二〇・三・六

株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更無し		
有限会社ヒジュアル企画 八戸市南白山台三丁目一の二 取締役 小林喜一郎	変更無し		
株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町二丁目三八の 一 代表取締役 赤尾主哉		一六・四・三	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博丈		一六・四・三	
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁 目一九の四 代表取締役 野中正人		二〇・二・二五	

四 届出年月日

平成二十六年三月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十六年四月二十五日から同年八月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年八月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース下長店

八戸市下長四丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し	
有限会社ファインファーマシー 八戸市下長四丁目一の二 代表取締役 渡部雅子	変更無し	
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更無し	

株式会社類家大学堂薬局 八戸市大字三日町一三 代表取締役 類家徳昌	平成 三〇・四・一〇
株式会社みちのく庭園 八戸市大字河原木字簗子渡一五の 代表取締役 橋本静一	三〇・六・二九

四 届出年月日

平成二十六年四月十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十六年四月二十五日から同年八月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年八月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社白取設備

二 代表者の氏名 白取 進

三 主たる営業所の所在地 青森市大字荒川字柴田一六九の九

四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第一〇八九三号

五 取消年月日 平成二十六年三月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、管、水道設備工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社石上苅田建設

二 代表者の氏名 諏訪 武志

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字石手洗字一本木二六の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第一一〇〇六号

五 取消年月日 平成二十六年三月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年三月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 鈴木建築
- 二 氏名 鈴木 静雄
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字大間平三七の四〇九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第二四三七号
- 五 取消年月日 平成二十六年四月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十六年一月二十四日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、弘前市和徳土地改良区の定款の変更を平成二十六年四月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年四月二十五日

中北地域県民局長 高 原 至 智

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年四月二十五日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年四月二十五日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
監事	竹内 正義	上北郡東北町大字大浦字東道ノ上三一 の一	平成二六・三・一六
役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
監事	名古屋誠一	上北郡おいらせ町二丁目二丁目七三の 九二	平成二六・四・一

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、赤沼土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年四月二十五日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	河津 吉大	十和田市大字赤沼字上川原二七の三	平成 二 六 ・ 四 ・ 一 就 任
"	豊川 毅	大字切田字向切田一三	"
"	東 明彦	大字赤沼字下平二四二の一〇六	"
"	松田 滝見	大字相坂字白上三一四の一	"
"	沼岡 直光	大字赤沼字明戸六九の一	"
監 事	豊川 恒雄	大字切田字岩ノ上七の一	"
"	寺沢 憲司	大字三本木字西金崎九七の二	"
理 事	河津 吉大	大字赤沼字上川原二七の三	平 成 二 六 ・ 三 ・ 三 退 任
"	沼岡 晴男	" 字明戸一〇九の一	"
"	豊川 毅	大字切田字向切田一三	"
"	松田 滝見	大字相坂字白上三一四の一	"
"	東 明彦	大字赤沼字下平二四二の一〇六	"
監 事	後沢 弘毅	" 字上川原二の一	"
"	豊川 恒雄	大字切田字岩ノ上七の一	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥瀬堰土地改良区の定款の変更を平成二十六年四月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年四月二十五日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下砂

土路土地改良区の定款の変更を平成二十六年四月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年四月二十五日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、榎林土地改良区の定款の変更を平成二十六年四月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年四月二十五日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、稲生川土地改良区の定款の変更を平成二十六年四月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年四月二十五日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、荒屋平土地改良区の定款の変更を平成二十六年四月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年四月二十五日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十七号

平成二十六年年度技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。）第二条及び第十条第二項の規定により告示する。

平成二十六年四月二十五日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 審査の種類、期日、場所及び項目

審査の種類	審査期日	審査場所	審査項目
教習指導員（普通） 技能検定員（大型） （中大型） （牽引特）	平成二十六年六月九日から同日まで（土曜日を除く）の午前八時三十分から午後五時三十分まで	青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課	教習に関する技能及び知識
教習指導員（大型） （中大型） （牽引特）	平成二十六年六月十七日から同日まで（土曜日を除く）の午後一時から午後五時三十分まで	右 同	技能検定に関する技能及び知識
教習指導員（普通）	平成二十六年六月二十七日から同日まで（土曜日を除く）の午前八時三十分から午後五時三十分まで	右 同	教習に関する技能及び知識

技能検定員（普通） （大型） （中大型） （普通） 種 種	技能検定員（普通）	技能検定員に関する技能及び知識
平成二十六年六月九日から同日まで（土曜日を除く）の午前八時三十分から午後五時三十分まで	平成二十六年六月九日から同日まで（土曜日を除く）の午前八時三十分から午後五時三十分まで	教習に関する技能及び知識
平成二十六年六月十七日から同日まで（土曜日を除く）の午後一時から午後五時三十分まで	平成二十六年六月十七日から同日まで（土曜日を除く）の午後一時から午後五時三十分まで	技能検定に関する技能及び知識
平成二十六年六月二十七日から同日まで（土曜日を除く）の午前八時三十分から午後五時三十分まで	平成二十六年六月二十七日から同日まで（土曜日を除く）の午前八時三十分から午後五時三十分まで	教習に関する技能及び知識

教習指導員(大自二)	一 平成二十六年六月二十三日午前八時三十分から午後五時まで	右	教習に関する技能及び知識
技能検定員(大自二)	二 平成二十六年八月十八日午前八時三十分から午後五時まで	同	技能検定に関する技能及び知識
	三 平成二十六年十二月二十四日午前八時三十分から午後五時まで		

(注) 自衛隊教習所にあつては、審査の種類欄の「教習指導員(大型)」を「教習指導員(普通)」に、「技能検定員(大型)」を「技能検定員(普通)」に、「教習指導員(普通)」を「教習指導員(大型)」に、「技能検定員(普通)」を「技能検定員(大型)」に読み替えること。

二 申請手続

1 申請書類の受付期間及び提出先

- (一) 各審査日の一月前から審査当日まで
- (二) 青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課

2 提出書類

- (一) 審査申請書
写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚を貼付すること。
- (二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。
- (三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定める書類を審査当日提示すること。

3 審査手数料

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第百一号)別表に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。

4 その他

- (一) 審査申請書は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課(電話〇一七 七八二〇〇八一)(内線三三三)に問い合わせること。

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公示する。

平成二十六年四月二十五日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 富田由廣

青森県海区漁業調整委員会規程(昭和三十九年七月三十日青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 総括主幹
第十六条第五項中「局長」の下に「総括主幹」を加える。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公示する。

平成二十六年四月二十五日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 前田廣臣

青森県海区漁業調整委員会規程(昭和三十九年七月三十日青森県西部海区漁業調整

委員会公示第一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 総括主幹

第十六条第五項中「局長」の下に、「総括主幹」を加える。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭